

岐阜県公報

号 外 (三) 令 和 七 年 七 月 十 五 日

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十五号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一一第一号(三)中「三百五十円」を「三百六十円」に改め、同表一第二号(一)(2)中「六百八十八万三千円」を「七百八万九千円」に改め、同表一第一号(三)中「千三百三十円」を「千三百九十円」に改め、同表一第三号(一)の表夏季（四月から九月まで）の項中「一九、八〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三八、七〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「五八、五〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同表冬季（十月から三月まで）の項中「三三、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「四一、四〇〇円」を「四三、五〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六〇、六〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七〇、九〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「八九、三〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、同表(二)の表夏季（四月から九月まで）の項中「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表冬季（十月から三月まで）の項中「一〇、四〇〇円」

目 次

規 則

○岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
○岐阜県漁業調整規則の一部を改正する規則

(防 災 課)
(里川・水産振興課)

一 ページ
二

を「一〇、七〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「一、九、四〇〇円」を「一、九、九〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「一、九、〇〇円」を「二、九、八〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表六第一号(二)中「五万五千五百円」を「五万三千九百円」に改め、同表六第二号(二)(1)中「七十一万七千円」を「七十三万九千円」に改め、同号(二)(2)中「三十四万八千円」を「三十五万八千円」に改め、同表八第三号(二)中「五、二〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表九第三号中「二十二万六千五百円」を「二十三万二千二百円」に、「十八万八千円」を「十八万五千七百円」に改め、同表十第二号(四)(1)中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同号(四)(2)イ中「五千七百円」を「五千九百円」に改め、同表十一第二号中「十四万円」を「十四万三千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

岐阜県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十六号

岐阜県漁業調整規則の一部を改正する規則

岐阜県漁業調整規則(令和二年岐阜県規則第百十号)の一部を次のように改正する。
第三十八条の表一の項中「密網」の下に「(たも網を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和七年七月十五日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発 行 所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社